



# 第6章

## 戦略の目指す姿と基本方針

## 1 戦略が目指す 2050 年ビジョン：新たな「自然と共生する社会」の実現

私たちに豊かな恵みをもたらしてくれる自然は、時として大きな災害をもたらし、私たちの生命や財産を奪うことのある恐ろしい存在でもあります。こうした二面性を持つ自然に対して、私たち日本人は、自然と対立し、自然を支配するのではなく、自然を畏敬し、その恵みを受け取りながら、自然に順応して共に生きる暮らしを送ってきました。

しかし、消費型生活が中心の都市部への人口集中と、農山漁村での過疎・高齢化の進展や無居住地の拡大による県土の二極化の進行は、かつてのような自然と共生する社会の維持を困難なものにしています。

また、本県の大きな特徴は、生物多様性が豊かであり、生産力に富む自然を有していることですが、自然の生産力を用いずに、輸入した資源やエネルギーに依存した産業活動やライフスタイルへ移行するなど、生物多様性を損なう行いを繰り返してきました。

このような中、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災は、近代科学に大きく依存した文明社会の中で、私たちが忘れていた自然に対する畏敬の念を思い起こさせ、現代の文明社会の限界を認識する機会ともなりました。

今まさに、これまでの価値観を転換し、新しい社会を構築していくことが求められています。

この戦略では、2050（令和32）年までに**新たな「自然と共生する社会」を実現すること**としています。

利便性や安全性を追求してきた現代社会においては、生活水準を大きく落とすことにも繋がりがねない、かつてのような自然共生型社会に再び戻すことは容易なことではありません。自然と共生する環境文化に学びながら、新しい知恵や（科学）技術の力をうまく用いて、生物多様性の保全管理や活用の主体となる地域社会が継続・発展することを基本とし、新たな「自然と共生する社会」の実現を目指していくことが必要です。

また、自然と共生する環境文化が息づき、世界自然遺産に登録された屋久島と奄美（奄美大島・徳之島）でのモデル的な取組も踏まえて、この目標達成に努めます。

以上の観点から、2050年に目指す社会、2050年の鹿児島のあるべき社会の具体的なイメージを以下に示します。

## (1) 2050年に目指す社会

上記ビジョンの達成に向けて、2050（令和32）年に以下に示す社会を実現することを目指します。

- ① 自然と共生する環境文化を継承しつつ、新しい知恵や（科学）技術の力をうまく用いて、市民や産業界を含めた広範な関係者の活動により、生物多様性の保全と再生が進み、量・質ともに健全な生態系が確保される社会
- ② 鹿児島の豊かな生物多様性が持続可能に利用され、CO<sub>2</sub>の吸収源確保や災害対応を含む気候変動への適応・緩和の強化、生物多様性に支えられた観光・農林水産業等による地域社会の発展、心身の健康の増進等が実現する豊かな社会
- ③ 世界自然遺産に登録された屋久島と奄美（奄美大島・徳之島）でのモデル的な取組をはじめ、国内外における自然を活用した持続可能な地域社会の構築のモデルとなる社会

## (2) 2050年の鹿児島のイメージ

- ① 市街地においては、各所において、自然林や自然の水辺が取り戻され、日常生活の中で、子どもたちが、昆虫採集や魚釣りなどをして自然とふれあうことができる。
- ② 里地里山では、土地利用の再編が進められ、荒廃農地が農地又は自然再生地として用いられ、人の手により生物多様性が維持され、持続可能な農林水産業が全国に先駆けて浸透しているとともに、地域社会も維持されており、地域の伝統文化や知恵・技術も継承できるようになっている。
- ③ 奥山においては、広葉樹林による緑の回廊（生態系ネットワーク）が構築されており、森林性の野生生物の生息・生育地の連続性が確保されている。
- ④ 各地の河川が防災機能を維持しつつ、水生生物が河川の河口から中流、支流、小水系へと自由に移動できるようになっており、流域の自然環境の再生もあって、かつていた魚影が豊かになっている。
- ⑤ 海洋プラスチックごみを含めた海域の自然環境に負荷を与える諸課題が解決されており、森・川・海のつながりに基づく豊かな海が再生されている。
- ⑥ 県内各地に大きな水辺や湿地が再生され、多くの渡り鳥やツルの越冬地となっている。
- ⑦ 生息・生育環境の改善等により身近な生きものを含めた各種の生物の個体数が増加し、絶滅のおそれがなくなって、レッドリスト掲載種から除外された種が数多く存在する。
- ⑧ 自然の生産力を生かした循環型の社会が形成されており、バイオマス資源の持続的な利用とも相まって、過剰な土壌の窒素沈着が解消されている。
- ⑨ 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する研究や自然と共生する地域づくりの先進地として世界に広く知れ渡っており、環境問題を学ぶ世界の学生が一度は訪れてみたい地域となっている。
- ⑩ 自然情報の調査の精度が増し、情報を集積・分析・発信するために整備された機関・組織がよく機能して、県内のみならず、世界中への情報発信が行われている。

## 2 2033年に向けた短期目標：「ネイチャーポジティブ」の実現

2050年ビジョンの達成に向けて、『2033年までに県内における生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」を実現すること』を短期目標とします。

また、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保護地域や社有林等の生物多様性保全に効果的なその他の手段であるOECMにより健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」について、県においても2030（令和12）年までの目標として位置づけるなど、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略2023-2030」で掲げられた目標の2030（令和12）年までの達成への貢献を十分に意識して、取組の早期達成を目指していきます。

「生物多様性国家戦略2023-2030」では、2030（令和12）年までのネイチャーポジティブの実現に向けて、5つの基本戦略が設定され、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿：到達すべき姿を文章により示す定性的な目標）と行動目標（なすべき行動：具体的な達成状況を示す定量的な数値目標）、個別施策を各行動目標に紐づけることで、戦略全体を一気通貫で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理できるようにしています。本戦略においても、基本方針ごとに状態目標（あるべき姿：到達すべき姿を文章により示す定性的な目標）、数値目標を含む行動計画を定め、進捗状況を管理しやすくすることを目指しています。



### 3 基本方針

2050年ビジョンと2033年に向けた短期目標の達成に向けて、以下に示す7つの基本方針と方針ごとの2033（令和15）年又は2030（令和12）年における状態目標（あるべき姿：到達すべき姿を文章により示す定性的な目標）を設定します。

#### 基本方針1 「参加を通じて、人と自然（生物多様性）のつながりを理解する」

本来、私たちの生活と自然（生物多様性）は決して切り離すことのできない密接な関係にあります。しかし、現代社会では、多くの人々が自然の中から直接食べ物を手に入れることがなくなり、日常の生活空間からも自然が失われたことから、人々は、自らの生活と自然のつながりを認識しにくくなっています。こうした自然とのつながりについての認識の低下は、自然への無関心を引き起こし、自然が改変され、または変化することに鈍感となり、結果として、生活と自然との乖離をより拡大させるという悪循環を生むこととなります。

自然と共生する社会を実現するためには、第一に、日常の生活と自然（生物多様性）とのつながりに対する人々の認識を高めること、さらに、知識を学ぶだけでなく、生物多様性の保全活動への参加や消費活動等の日常生活における配慮など、実体験を通じて人と自然（生物多様性）とのつながりを感覚（センス）として身につけていくことが大切です。生物多様性の損失を止め、反転させた状態であるネイチャーポジティブを達成するためには、多くの自然体験、保全活動への参加や学習機会の提供等により、多くの人々が参加の機会を得て、自然（生物多様性）と人とのつながりを理解し、ネイチャーポジティブに向けて主体的に行動することが必要です。

#### 基本方針1における状態目標の設定

新たな「自然と共生する社会」の実現のためには、市民参加型の保全活動の拡大、民間企業との連携による保全活動、教育・普及啓発活動の拡大等の取組を通じて、県民の生物多様性に関する理解が深まり、生物多様性の損失を止め、反転させた状態であるネイチャーポジティブの達成に向けて主体的に行動するような行動変容を起こしていく必要があります。そのため、「県民の生物多様性に関する理解が深まり、保全活動への参加や消費等の配慮によりネイチャーポジティブに貢献している」ことを状態目標として設定します。

〈状態目標〉 県民の生物多様性に関する理解が深まり、保全活動への参加や消費等の配慮によりネイチャーポジティブに貢献している

**基本方針2 「重要地域を保全し、自然とそのつながりを取り戻す」**

県内には、特徴ある生態系や、希少野生動植物の生息・生育地、生物の分布の北限・南限地など生物多様性の保全上重要な地域がたくさんあります。こうした重要地域が知らず知らずのうちに失われていくことがないように、科学的に抽出し、しっかりと保全していくことが必要です。また、こうした重要な地域だけでなく、人と自然のつながりを生活の中で理解するためには、普通の野生生物種が生息・生育している里地里山等の身近な自然も大切なことから、その保全に努めていくことも必要です。その際、自然公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上に加え、民間の取組等により生物多様性の保全が図られる自然共生サイトの認定支援等により、効果的に保護・保全されているエリアを広げていくことが必要です。

2030(令和12)年までに陸と海の30%以上を保護地域や社有林等の生物多様性保全に効果的なその他の手段である「OECM」により健全な生態系として効果的に保全しようとする「30by30目標」は、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略2023-2030」において国内外の目標に位置づけられています。また、その達成に向け、国では、OECM等の拡大を目指し、民間等により生物多様性が保全されたエリアを認定する「自然共生サイト」制度を2023(令和5)年度から開始しています。2022(令和4)年度に国が定めた「30by30ロードマップ」では、保護地域を現状の国土面積の20.5%から30%まで効果的に拡大すると、生物の絶滅リスクが3割減少する見込みがあるとする研究報告があると紹介されています。これらを踏まえ、県においても「30by30目標」の達成を目指していく必要があります。

国においては、生物多様性のことを「生き物たちの豊かな個性とつながり」と表現していますが、近年、その生き物の中でのつながりが分断され、生物多様性の質の劣化が進行しています。また、開発等による生態系の消失も進行しています。これにより、生物多様性の劣化だけでなく、生態系サービスの機能の低下が続いているため、その影響が懸念されています。

例えば、県本土や多くの島々では戦後の経済活動や農地開発等により自然林の連続性が低く、森林性の野生生物の生息・生育域が分断されています。また、水辺への護岸等構造物の設置は、生物多様性にとって最も大切な水際のエコトーン(移行帯)のつながりを分断する場合もあります。このような生物多様性の質の向上を図るため、過去の開発等によって劣化した生態系を再生させるとともに、分断された生態系のつながりを取り戻すための自然再生などの取組をこれまで以上に進めていくことが、ネイチャーポジティブの達成に向けて必要です。

**基本方針2に基づく状態目標の設定**

本県において重要地域を保全し、劣化した自然を再生するとともに、自然のつながりを取り戻すために、県立自然公園総点検事業に基づく自然公園の指定等による保護地域の拡張と管理の質の向上や民間の取組等により生物多様性の保全が図られる自然共生サイトの認定支援等による認定数・OECMに位置づけられる面積の増加、劣化した自然の再生の推進等といった取組を通じて「2030(令和12)年までに保護地域とOECMにより陸域の30%が効果的に保全・再生されている」ことを状態目標として定めます。

なお、海域も同様に「30by30目標」の達成が求められていますが、2023（令和5）年時点では全国の海域（領海及び排他的経済水域）の約13%が保護地域に指定されている状況で、目標値との間には大きな差があります。また、海域の保護地域には、水産動植物の保護培養等を目的とした漁業権区域等も含まれるため、全国の沿岸域（水深200m以浅の領海）の7割以上が既に保護地域となっています。戦略改定時点では、国において海域のOECMのあり方における検討が進められている最中であり、県として目標達成に有効な手段は明確になっていません。上記の保護地域の拡張と管理の質の向上、自然共生サイトの認定支援等の対象地には沿岸海域も含まれることから、沿岸海域の保全を十分に意識して取組を進めるとともに、今後、国における整理の状況や必要に応じて、県として追加的に実施すべき施策や目標を検討していきます。

〈状態目標〉 2030年までに保護地域とOECMにより陸域の30%が効果的に保全・再生されている

### 基本方針3 「生物多様性情報を蓄積し、科学的に生態系を管理する」

県内の生物多様性については、多くの研究者や民間団体等によって調べられているものの、そうした情報の蓄積と共有が十分ではなく、保護対策に有効に活用できていないことから、生物多様性情報を蓄積し、共有する仕組みづくりが必要です。その際、既存の生物多様性情報を元に生物多様性に関するビッグデータを整備し、生物多様性の状況の見える化や保全対策に活用していくことも必要になってきています。

また、農林漁業や生態系に被害を及ぼす鳥獣、外来種への対策についても、科学的なデータ収集と解析がなされていないため、効果的な対策を講じることができず、十分な成果をあげられていないケースもみられます。また、希少野生動植物の保護対策も捕獲・採取の規制に依存しがちであり、その生息・生育環境の保全管理は不十分であるのが実情です。野生生物は、生息・生育環境（ねぐら等）、餌環境、捕食者（捕獲圧）などの諸条件の関係の中で、個体群の規模が伸縮することから、鳥獣や外来種の管理や希少野生動植物の保護のためには、捕獲の推進、あるいは採取等の規制といった個体レベルでの取組だけでなく、その生息・生育環境や餌環境の保全・管理等も含めて科学的知見の蓄積を図り、順応的に対策を講じていくことが必要です。また、ワンヘルスの考え方も踏まえ、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の野生鳥獣に関する感染症の発生を迅速に把握し、対応することが必要です。さらに、保全管理に必要な資金や人的資源は限られているため、科学的な評価を踏まえて、費用対効果の高い対策を講じていくことが必要です。

#### 基本方針3に基づく状態目標の設定

鳥獣被害対策の観点からは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）」に基づくシカ、イノシシの第二種特定鳥獣管理計画等による科学的な管理を通じ、「鳥獣の生息域の管理と相まって、鳥獣被害の発生を一定規模以下に封

じ込めている」こと、希少野生動植物保護の観点からは、希少野生動植物保護対策の推進や影響要因への対応により種の絶滅リスクが低下することを通じ、「開発等により新たにレッドリストに掲載される野生生物や人為的要因による種の絶滅が生じない」こと、外来種対策の観点からは、生態系等に被害を及ぼす侵略的な外来種の早期発見・早期防除や被害対策を進めること等により、「被害を及ぼす外来種の県内への定着率が低下し、防除、被害対策や根絶が進むことにより、外来種による影響が軽減されている」ことを状態目標として定めま

す。また、市民参加を含めて生物多様性に関する情報を蓄積し、蓄積した情報を広く共有・有効活用する観点から、「県内の動植物の調査に関わる人が増え、多くの情報が分析・共有され、その活用が進んでいる」ことを状態目標として定めま

- 〈状態目標1〉 鳥獣の生息域の管理と相まって、鳥獣被害の発生を一定規模以下に封じ込めている
- 〈状態目標2〉 開発等により新たにレッドリストに掲載される野生生物や人為的要因による種の絶滅が生じない
- 〈状態目標3〉 被害を及ぼす外来種の県内への定着率が低下し、防除、被害対策や根絶が進むことにより、外来種による影響が軽減されている
- 〈状態目標4〉 県内の動植物の調査に関わる人が増え、多くの情報が分析・共有され、その活用が進んでいる

#### 基本方針4 「生物多様性を支え、生物多様性に支えられる環境文化を継承する」

過疎・高齢化の進行やライフスタイルの変化などにより、各地域に残された自然と関わる伝統的な文化や知恵、技術は急速に失われつつあります。こうした文化や知恵・技術の消失は、単に民俗学的な損失であるだけでなく、それぞれの土地にあった食料生産や安全に暮らす生活の術が将来にわたって失われていくことを意味します。一方、それぞれの地域の自然の特性に応じた作物の効率的な栽培の仕方など、その土地の風土にあった生物資源の獲得に関する知恵・技術は、長年にわたって人々が築き上げてきた財産であり、自然を畏敬し、自然と共生する環境文化の中に、新たな「自然と共生する社会」を目指していく上で、重要なヒントやモデルがあるのではないかと考えられます。

しかし、こうした文化や知恵・技術を継承してきた人々は高齢化しており、地域の高齢者から文化や知恵・技術を継承し、さらには研究を進めていくことは急務であると言えます。また、こうした環境文化を少しでも継承していくためには、専門家の手による調査だけではなく、広く県民の若い世代が継承できるよう、体験の機会を設けることも大切です。さらに、こうした環境文化を観光等で活用していく地域の自然や社会の特性に応じた環境文化を新たに作っていくことも望まれます。

#### 基本方針4に基づく状態目標の設定

本県では、これまで世界自然遺産や国立公園において、環境文化の聞き書きに取り組んで



きました。今後も取組を継続し、環境文化の聞き書きや、自然体験やライフスタイル等への活用と国内外への発信等を行うことにより、「環境文化についての県民や訪問者の認知度が高まり、暮らしや産業で活用されている」ことを状態目標として定めます。

〈状態目標〉 環境文化についての県民や訪問者の認知度が高まり、暮らしや産業で活用されている

### 基本方針5 「生物多様性の向上につながる産業活動やライフスタイルに転換する」

効率性や経済性、利便性、快適性を過度に追求する産業活動やライフスタイルが、多くの生物の生息・生育環境を損なうなど、生物多様性の質の劣化をもたらしています。農林水産業をはじめとする鹿児島の産業の多くは、生物多様性の恩恵によって成り立っていますが、同時に、そうした生産のための活動が地域の生物多様性を保全する効果ももたらしめていることもあります。例えば、里地里山など、農林業などのために人の手が加えられた自然環境が多くの野生生物にとって好適な生息・生育環境を提供していたり、エコツーリズムの場として利活用することで、その場所の自然をより積極的に保全していこうとする地域の方々のインセンティブとなることもあります。また、生物多様性の損失が企業の事業活動の継続に向けたリスクであり、逆に、その保全が事業活動の継続を支えていることが認識されるとともに、事業活動における生物多様性への配慮が気候変動対策と同様にますます求められるようになっていきます。その他、各種の産業活動や人々の日常生活が、地域の生物多様性を損なうことなく、むしろ、生物多様性の質の向上につながっていくように、地域での住民等の参加と合意形成を経て、そのあり方を転換していくことが必要です。

また、産業活動や日常生活によってもたらされる海洋プラスチックごみを含めた廃棄物や富栄養化、気候変動への対策などは、生物多様性の保全の観点からも重要であることから、こうした対策と連携した取組を進めていくことが必要です。

#### 基本方針5に基づく状態目標の設定

本県の農林水産業や企業活動における生物多様性への配慮やその保全への貢献が進み、その特徴を生かした強みにしていくため、「2031（令和13）年までに有機農業の取組面積が大幅に拡大する等、持続可能な農林水産業が推進されている」こと及び「生物多様性の保全に貢献する企業が大幅に増加している」ことを状態目標として設定します。

〈状態目標1〉 2031年までに有機農業の取組面積が大幅に拡大する等、持続可能な農林水産業が推進されている

〈状態目標2〉 生物多様性の保全に貢献する企業が大幅に増加している

**基本方針6 「自然を使って地域の課題を解決し、地域を活性化する」**

気候変動の緩和と適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの地域が抱える様々な社会課題の解決に向け、自然を積極的に活用する「自然を活用した解決策」が国内外で注目されています。生物多様性の保全と健全な生態系から得られる生態系サービスを持続的に享受することが、暮らしの基盤である自然資本を守り社会に生かしていくために必須です。当県においても、豊かな生物多様性をリスクではなくチャンスとみなし、生態系サービスの機能を生かして「自然を活用した解決策」を進め、地域を活性化していくことが必要です。特に、国立公園、国定公園、県立自然公園等の保護地域やツル類等の野生生物を対象に保護と利用の好循環を進めていくことや、自然を生かしたアドベンチャータベルを推進することにより、自然を生かした持続可能で豊かな地域づくりにつなげていく必要があります。また、生物多様性保全と地域の諸課題を同時に解決していくためには、生物多様性を損なう対策とならないよう配慮するとともに、課題間の相乗効果を高めていくことが必要です。特に、生物多様性の保全と気候変動対策はこうした視点で取組を進めていくことが必要です。そのため、気候変動の緩和・適応策の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの考え方を推進し、CO<sub>2</sub>の吸収源や生産の場にもなる森林・藻場・干潟・サンゴ礁等の保全や自然再生等の取組を行うとともに、森林・サンゴ礁・マングローブ林・干潟等の生態系を防災・減災に活用していく視点が重要です。

**基本方針6に基づく状態目標の設定**

自然公園や野生生物を対象にして自然環境の保全と観光利用の好循環の形成を進めること等を通じて、「自然公園等を対象に自然を生かした観光地づくりが進んでいる」こと、生物多様性の保全と気候変動対策や防災・減災の取組を統合的に進めることを目指して、「生物多様性の保全と気候変動への適応・緩和の取組が両立している」こと及び「森林・河川・サンゴ礁等における生態系を活用した防災・減災に関する取組が進んでいる」ことを状態目標として設定します。なお、基本方針1に基づき、自然再生の取組を推進することにより、気候変動や防災・減災を含めた生態系サービスの向上も期待できます。

〈状態目標1〉 自然公園等を対象に自然を生かした観光地づくりが進んでいる

〈状態目標2〉 生物多様性の保全と気候変動への適応・緩和の取組が両立している

〈状態目標3〉 森林・河川・サンゴ礁等における生態系を活用した防災・減災に関する取組が進んでいる

**基本方針7 「2つの世界自然遺産を有する地域としての先駆的な取組を推進する」**

鹿児島には、屋久島と奄美（奄美大島・徳之島）という2つの世界自然遺産があります。これらの地域には、自然と共生する環境文化が息づいているとも言われています。こうした世界自然遺産を有する地域において、複数の基本方針に沿う具体的かつ先駆的な取組を進めることは、新たな「自然と共生する社会」の実現を目指していくためのモデルとなり、広く国内外にアピールする効果も期待できます。

**基本方針7に基づく状態目標の設定**

世界自然遺産地域に登録された屋久島と奄美（奄美大島・徳之島）において、その価値を生かした様々な先駆的な取組を実施することにより、「屋久島・奄美の世界自然遺産と周辺地域において、自然環境の保全が推進され、暮らしや産業との両立に向けた取組が進んでいる」こと、また、その推進に向け、「世界自然遺産等の保全管理を中心に、脱炭素化や地域の社会経済への配慮を含めた持続可能な地域づくりに取り組んでいる」ことを状態目標として設定します。

- 〈状態目標1〉 屋久島・奄美の世界自然遺産と周辺地域において、自然環境の保全が推進され、暮らしや産業が両立している
- 〈状態目標2〉 世界自然遺産等の保全管理を中心に、脱炭素化や地域の社会経済への配慮を含めた持続可能な地域づくりに取り組んでいる

## 4 戦略の実施にあたっての留意点

生物多様性に関わる施策や取組を実施する際には、基本方針に基づくものだけでなく、以下の視点に留意しながら進めていくこととします。

### (1) 「自然資本」の考え方を基調とする視点

生態系そのものが私たちにとって必要な社会資本であるとする「自然資本」の考え方を基調として、将来にわたり、地域の特性に応じた豊かで安全な暮らしを保証する観点から、生態系サービスの機能を維持・向上させるような配慮・工夫を行うものとします。

具体的には、鹿児島島の自然資本を維持していくため、新たに大規模に生態系を損なう行為は避けるように努め、その上で、生物多様性の保全に配慮した手法の導入を図り、さらには、現行の施策や施設等についても、必要に応じて、自然資本としての価値の向上に資するような改善措置を講じていくこととします。

### (2) 科学的・統合的に取り組む視点

個々の施策や取組をそれぞれの制度の中での効率性だけで判断して進めていると、結果的にその施策等が生態系や生物多様性に影響を及ぼしたり、さらにはその影響を緩和・解消させるための新たな施策等が必要になる事態が生じることがあります。

このため、生物多様性に大きな影響を与える個別の施策等の実施に当たっては、あらかじめ関係しうる影響について科学的な予測を行い、関連する他の施策も統合して、最適な方法を見出していくこととします。

### (3) 予防的・順応的に対応する視点

生態系や生物多様性に著しい負の影響を与える事象が生じている、あるいは生じるおそれがある場合、その事象の原因が科学的に解明されていなくても、原因となることが疑われる場合には、その原因となる行為等の一時的な中止も含め、早めに対策を講じていくこととします。

また、生態系には未知のことが多いことから、その対策を講じながら、因果関係や対策の効果について、継続的なモニタリングによる検証を行い、目標や実施方法、あるいは事業そのものを見直すなど柔軟に取り組んでいくこととします。

### (4) 自然と人間の関係史・文化を踏まえて取り組む視点

生物多様性の保全や持続可能な利用に関する施策の実施に際しては、自然と人間との関わりの歴史や文化を踏まえて取り組んでいくことが必要です。

例えば、絶滅危惧種の中には、人間との関わりの中で生き延びてきた種が多数存在していますが、厳正保護にこだわるあまり、人手を加えることをやめて、かえって、そうした種の生息・生育環境を悪化させてしまうことがあります。また、今日も残る原生的な自然環境であっても、その場所に対する人々の畏敬の念によって守り続けられてきたケースもあります。



このように、今後の生物多様性に係る施策等の実施にあたっては、現状だけで判断せず、人間と自然との関わりの歴史や文化を踏まえて取り扱っていくこととします。

#### (5) 2つの世界自然遺産を有することを生かす視点

本県は屋久島と奄美（奄美大島・徳之島）という2つの世界自然遺産を有しています。このことは鹿児島の自然の豊かさを国内外にアピールする最大の材料であることから、それを生かして、世界、特にアジア太平洋地域とのつながりを強化するとともに、世界自然遺産を有する本県にふさわしい先駆的な環境保全の取組を進めることにより、持続可能な地域づくりに取り組んでいくこととします。

#### (6) 様々な主体が連携して取り組む視点

生物多様性の減少を食い止め、回復させるためには、個々の取組だけでは不十分であり、それぞれを組み合わせる横断的に取り組むことで、初めて効果を生み出すことが可能です。特に、生物多様性の損失に関する間接要因へ対処するためには、異なる分野の関係機関や関係者が調整し、施策間の統合的な対応を行うことが必要になります。国、県庁の関係部局、各市町村、事業者、県民等それぞれが生物多様性の保全に主体として取り組む中で、互いに連携し、相乗効果を生み出すことを意識して、行動していくこととします。

また、各主体が連携して取り組みやすくなるよう、各施策の実施時には、県内の各地域や主体ごとの特性を踏まえた目標設定や関係者との情報共有を心がけていくこととします。

#### (7) 広域的に取り組む視点

外来種対策、鳥獣保護管理、希少野生動植物の保護、世界自然遺産や国立公園の保全管理などを通じ、県内の生物多様性の保全や活用を進めていく際、陸や海を通じてつながっている隣県等と連携して広域的に取り組んでいくことが必要です。例えば、アライグマ等の外来種は熊本県・宮崎県の県境付近における侵入が確認されていますし、ニホンジカの個体数密度も県境付近で高くなっています。また、奄美（奄美大島・徳之島）は沖縄島北部や西表島と同じ世界自然遺産として登録されており、共通の課題に対応していくことが必要な状況です。さらに、国内外の観光客が国立・国定公園や長距離自然歩道を楽しむ際にも、県をまたいだ利用が想定されます。こうした課題に対応していくため、隣県等と連携して広域的な視点で施策に取り組んでいくこととします。

